

静岡県は

パートナーシップ構築宣言

を促進しています

県では、適切な価格転嫁の機運醸成や取引適正化に向けて、令和5年6月7日に産官労の13団体で「パートナーシップ構築宣言の普及・促進と実効性向上に向けた共同宣言」を行い、参画団体が連携して取組を進めてきました。

この取組をより一層推進するため、令和7年9月9日、新たに金融2団体が参画し、内容を拡充した共同宣言(裏面)を発出しました。

パートナーシップ構築宣言とは



「パートナーシップ構築宣言」は、サプライチェーンの取引先や付加価値向上を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築することを、「発注者」側の立場から企業の代表者の名前で宣言するものです。



▲ 共同宣言式の様子(令和7年9月9日)

パートナーシップ構築宣言登録数 (R8. 5. 31時点)

全国
6位

県内

4,579社

全国

94,190社

優遇措置・メリット

パートナーシップ構築宣言を宣言・登録した企業は、以下のような優遇措置・メリットが受けられます！

- 県補助金の加点措置等
- 企業イメージの向上
- 官公需における公契約条例に基づく優先発注
- 取引先との信頼関係構築

登録後にお願いしたいこと

パートナーシップ構築宣言の登録後も、宣言の実効性向上のため、以下の取組をお願いします

- 社内外への宣言の周知
- 定期的な宣言内容の見直し
- 宣言内容の実行
- 代表者や担当者等、登録情報が変更になった場合の登録変更

静岡県「パートナーシップ構築宣言」ホームページ

静岡県 経済産業部 商工業局 商工振興課

TEL : 054-221-2182

URL : <https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/introduction/soshiki/1002123/1054361.html>



「パートナーシップ構築宣言」の登録はこちら

(公財)全国中小企業振興機関協会

TEL : 03-6228-3802

<https://www.biz-partnership.jp/>



パートナーシップ構築宣言の普及・促進と 実効性向上に向けた共同宣言 (2025年 発出版)

1 目的

この共同宣言は、相互に連携及び協力を行い、「パートナーシップ構築宣言」の取組を通じ、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇分を適切に価格へ転嫁する機運を醸成し、適正な取引を促進するとともに、サプライチェーンの維持・強化、中小・小規模事業者の付加価値や稼ぐ力の向上、賃上げにつなげることによって、地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

2 連携及び実施内容

この共同宣言の目的を達成するため、次に掲げる項目について、各機関の活動の範囲において相互に連携し、実施する。

- (1) パートナーシップ構築宣言の普及・促進及び実効性の確保
 - ア 県内企業への周知を通じた認知度の向上
 - イ 未登録企業に対する登録の呼びかけ
 - ウ 宣言企業に対する支援策の検討
 - エ 宣言の実効性確保に向けた働きかけ
- (2) 適正取引・価格転嫁の状況に関する情報収集と発信
 - ア 県内企業への調査等を通じた情報収集
 - イ 調査結果の共有と発信
- (3) 適正取引・価格転嫁に関する支援情報等の周知
 - ア 適正取引・価格転嫁に関する支援策、各種情報等の共有
 - イ 講習会・セミナー等を活用した県内企業への周知
 - ウ 企業・団体等からの取引・価格転嫁に関する相談対応
 - エ 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知
 - オ 受託中小企業振興法に基づく「振興基準」を踏まえた行動の促進
- (4) その他、上記の目的を達成するために必要な事項

3 宣言機関・団体

- 【国】 経済産業省関東経済産業局、財務省東海財務局静岡財務事務所、厚生労働省静岡労働局
- 【県】 静岡県
- 【経済団体】 (一社) 静岡県商工会議所連合会、静岡県商工会連合会、静岡県中小企業団体中央会、(一社) 静岡県経営者協会、静岡経済同友会(静岡協議会、浜松協議会、東部協議会)、静岡県中小企業家同友会
- 【労働団体】 日本労働組合総連合会静岡県連合会
- 【金融団体】 (一財) 静岡県銀行協会、(一社) 静岡県信用金庫協会